

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2020 年 8 月 14 日
KDDI 株式会社

2020年8月14日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

KDDI株式会社(以下「当社」といいます)と富士山の銘水株式会社(以下「銘水社」といいます)とは、当社を吸収分割会社とし、銘水社を吸収分割承継会社として、当社の営む、当社が銘水社から購入した水パックに関する顧客への販売事業(但し、当社による当社が提供するショッピングサービスの利用者への販売事業を除く。)に関する権利義務を、2020年11月1日を効力発生日として、銘水社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行う旨の吸収分割契約を、2020年7月31日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に添付しています。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

銘水社は、本吸収分割に際して、当社に対して、銘水社の金9億円を交付します。交付する金額については、分割する事業価値等を勘案し、銘水社と協議・交渉のうえ合意にいたつたものであり、相当であると判断しています。

3. 銘水社の最終事業年度における計算書類等の内容

別紙2に添付しています。

4. 銘水社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 銘水社は、以下のとおり資本準備金の減少を行いました。

減少する資本準備金の額	509,347,500円
効力発生日	2020年8月1日

(2) 銘水社は、当社及び株式会社Aホールディングスとの間で、2020年7月31日付で、2020年8月4日を譲渡実行日として、当社が保有する銘水社の株式969,960株を銘水社に、646,640株を株式会社Aホールディングスに譲渡する旨の株式譲渡契約を締結いたしました。

(3) 銘水社は、当社との間で、2020年7月31日付で、当社の営む、当社が銘水社から購入した水パックに関する、当社による当社が提供するショッピングサービスの利用者への販売事業に関する権利義務を、2021年2月1日を効力発生日として、銘水社に承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を締結いたしました。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社について最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以降における当社の債務及び銘水社の債務の履行の見込みに関する事項(なお、当社が吸収分割により銘水社に承継させるものに限る)

- (1) 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2020年6月30日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ5,660,646百万円及び1,780,087百万円であり、本吸収分割によって、当社が銘水社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額は、いずれも0円です。

また、2020年6月30日から現在に至るまで、当社の資産の額及び負債の額並びに当社が銘水社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

- (2) 吸収分割が効力を生ずる日以後における銘水社の債務の履行の見込みに関する事項

銘水社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ11,726百万円及び9,765百万円であり、本吸収分割によって、銘水社が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、いずれも0円です。

また、2020年3月31日から現在に至るまで、銘水社の資産の額及び負債の額並びに銘水社が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は上記4.以外に生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の銘水社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の銘水社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、銘水社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、銘水社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙 1



吸收分割契約書

KDDI 株式会社(以下「甲」という。)及び富士山の銘水株式会社(以下「乙」という。)は、第 1 条に定める甲の事業を乙が承継する吸收分割(以下「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸收分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲の営む、甲が乙から購入した水パックに関する顧客への販売事業(但し、甲による甲が提供するショッピングサービスの利用者への販売事業を除く。)(以下「本対象事業」という。)に関して有する権利義務(以下「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

吸収分割会社

商号：KDDI 株式会社
住所：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

吸収分割承継会社

商号：富士山の銘水株式会社
住所：山梨県富士吉田市上吉田 4961 番地 1

第 3 条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

1. 本会社分割に際して、乙が甲に対して支払う本件権利義務の対価(以下「本分割対価」という。)は金 9 億円とする。
2. 乙は、本分割効力発生日(第 7 条に定義する。以下同じ。)、又は本分割効力発生日が土曜、日曜若しくは祝日である場合はその翌営業日に、本分割対価の全額を、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。

第 4 条 (本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等)

乙が本会社分割により増加すべき資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。
但し、本分割効力発生日における本対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0 円

(2) 資本準備金	0 円
(3) 利益準備金	0 円

第 5 条 (承継対象権利義務)

- 1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から承継する。
- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 6 条 (分割承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、本分割効力発生日の前日までに、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得るものとする

第 7 条 (本会社分割の効力発生日)

本分割効力発生日は、2020 年 11 月 1 日とする。但し、本会社分割の手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 8 条 (競業避止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、会社法第 21 条が適用されないことを確認する。

第 9 条 (対抗要件具備等)

甲及び乙は、本件権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについて、相互に協力して行うこととする。

第 10 条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後、本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第 11 条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本公司分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

2020 年 7 月 31 日

甲：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

KDDI 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠



乙：山梨県富士吉田市上吉田 4961 番地 1

富士山の銘水株式会社

代表取締役社長 栗井 英朗



【吸収分割契約書 サイン頁】

吸収分割契約書別紙

承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日における次の資産及び負債、契約(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務並びに雇用契約、並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 承継する資産及び負債

なし

2. 承継する契約(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務

本分割効力発日において有効な、本対象事業のみに属する、甲と本対象事業の顧客との間の契約、及びこれらに付随する一切の権利義務(但し、本分割効力発日において既に発生している水パックの販売代金債権は除く。)。

3. 承継する雇用契約及び権利義務

なし

別紙2

事 業 報 告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景として雇用・所得環境が堅調に推移し、個人消費につきましても緩やかな回復基調のうちに推移しました。しかしながら、消費税率の引き上げや自然災害の発生、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、年度終盤において景気の後退色が鮮明となりました。

宅配水業界におきましては、個人顧客による宅配水の認知度向上や利便性への理解等により緩やかに成長を続けている一方、企業間の顧客獲得競争の激化による販売促進費等の負担増や、宅配料金値上げによる物流コストの増加等、収益性の悪化が懸念されております。

このような経済環境の中、当社のウォーターサーバー・ミネラルウォーター事業におきましては、ウォーターサーバーの機能面、デザイン面での優位性を活用し、営業活動に注力した結果、直販部門・代理店部門いずれも契約顧客数を拡大することができました。また、ウォーターサーバーの販売プランが好調に推移した事で、契約顧客における継続利用率が上昇し、水販売数を拡大することができました。

商品においては、9月にPRECIOUS Slat+café(フレシャス・スラット+カフェ)をリリースし、積極的に営業展開を行っております。

この結果、当事業年度における売上高は16,397百万円となりました。また、営業利益は1,784百万円、経常利益は1,578百万円、当期純利益は1,039百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は2,953百万円であり、その主なものは、ウォーターサーバーの購入及び第五工場建設工事に伴う開発外構工事であります。

(3) 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と2,700百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当事業年度末において当該契約に基づく借入実行残高は444百万円であります。

(4) 対処すべき課題

2018年3月からスタートした中期経営計画において、当社の新たな成長に向けた中長期ビジョンを作成し、以下の重点課題に取り組んでおります。

① 新規顧客開拓について

当社は、将来にわたる持続可能な企業価値向上に向け、更なる事業の拡大を目指し、今後も新規顧客の期待に応えることができるよう、以下の施策により、新規販路拡大、

サービスプランの拡充及び新商品の開発に努めてまいります。

- a 多業種にわたるアライアンスの構築
- b ウォーターサーバー販売（バリュープラン）の拡充
- c 顧客層別新規プランの構築
- d 顧客ニーズに合わせた新ウォーターサーバーの開発

② 新規顧客獲得コストについて

当社の事業は、顧客数を積み上げることなどにより収益が増加するストックビジネスであるため、新規顧客獲得コストの低減が最重要の課題として挙げられます。そのために、新規アライアンス（販売代理店）の拡大、総合スーパー及びショッピングセンターとの業務提携による催事場の費用の平準化、小売事業者による直接販売網の構築等に取り組んでまいります。

③ 消費量について

当社の事業は、既存顧客の消費量の多寡により業績も変動してまいります。業績の変動を低減し、さらに持続的成長を実現するためには、既存顧客のミネラルウォーター消費量を維持・増大させることが重要な課題であると認識しております。そのため当社グループは、既存顧客の中でも消費量の多いウォーターサーバー購入者の割合を増加させるよう、ウォーターサーバー販売プランの拡充及びコーヒー等、ミネラルウォーターに限定しない多機能なウォーターサーバーの開発を推進してまいります。

④ 解約率について

当社のビジネスモデルの特性上、安定収益は既存顧客からの定期受注を前提としております。既存顧客によるサービスの解約又は他社へのリプレイスを防止するため、ウォーターサーバー販売プランの拡充に加え、長期利用者に対するサービスプランの構築等に取り組んでまいります。

⑤ 海外展開について

日本国内においては、安心・安全な水に対する安定需要が発生しているものの、人口減少により国内市場は将来的に縮小するものと考えております。当社のさらなる成長のためには、富士吉田市において構築した「ミネラルウォーター」を活用した地方創生モデル（ビジネスモデル）を海外に展開することが必要不可欠であると考えております。当社は、展示会等に参加して他国のニーズに合わせた提案を行うことや、いまだ活用されていない豊富な水資源を有効活用し、その地域社会の経済成長に貢献するとともに日本との友好関係に寄与することに取り組んでおります。具体的には、中国市場での市場開拓及びネパールでの事業化に取り組んでおります。

⑥ 設備投資について

当社は、国産ミネラルウォーターの製造業者として、お客様に対し安心・安全をお届けするだけでなく、安定的に品質の優れたミネラルウォーターを提供すべく、より

高い品質提供環境の構築や生産設備の刷新が必要不可欠であると考えております。今後は、当社の事業拡大フェーズに合わせた新規水源の開拓や生産設備の増強・拡大を計画しております。

⑦ 新規顧客体制について

当社は、2018年10月に新規の顧客開拓方針として市場拡大の続くEC市場への対応策、ウォーターサーバーの販売戦略、ペットボトルの販売強化策を策定し、今後以下の施策を実施してまいります。

- a 倉庫渡しによる、宅配リスクを低減したビジネスモデルの確立
- b サーバー売切りによるモデル（一般流通）の推進
- c IoTによる新たなサーバービジネスの開拓

具体策として、国内最大級のECサイト、Webサービス会社を通じた販売の強化、流通サービス会社との提携による販売チャネルの充実、商品ラインナップの拡充等を行い、新規顧客の獲得に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 (2017年3月期)	第9期 (2018年3月期)	第10期 (2019年3月期)	第11期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	10,771	12,594	14,389	16,397
経常利益	519	294	459	1,578
当期純利益又は当期純損失(△) (百 万 円)	1,053	△861	347	1,039
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	217.15	△177.72	70.44	205.84
総資産 (百万円)	16,345	16,002	13,107	11,726
純資産 (百万円)	1,658	557	1,145	1,961
1株当たり純資産 (円)	341.20	114.19	226.90	388.34

(注)2018年10月29日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。2017年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
朝霧ビバレッジ株式会社	100 百万円	100 %	宅配水及びペットボトルのミネラルウォーターの製造販売
富士山銘水（香港）有限公司	2,000 千HK\$	100 %	宅配水及びペットボトルのミネラルウォーターの輸入販売、ウォーターサーバーの輸入販売

(注)富士山銘水（香港）有限公司は、2019年8月16日に設立しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
宅配水	フレシャス富士、フレシャス朝霧高原、フレシャス木曽、フレシャス阿蘇
ウォーターサーバー	ウォーターサーバーの販売
ペットボトル	500ml、2Lのペットボトル
その他	ウォーターサーバーのレンタル、各種手数料

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	山梨県富士吉田市
工場：富士吉田第一工場	山梨県富士吉田市
工場：富士吉田第二工場	山梨県富士吉田市
工場：富士吉田第三工場	山梨県富士吉田市
東京本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
254名	7名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）54名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	645,646千円
株式会社横浜銀行	640,500
株式会社商工組合中央金庫	571,580
株式会社静岡銀行	271,082
株式会社りそな銀行	262,480
都留信用組合	192,534
株式会社きらぼし銀行	180,500

(注) 1. 2020年3月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社商工組合中央金庫	184,000千円
都留信用組合	46,000千円
株式会社きらぼし銀行	46,000千円
株式会社横浜銀行	12,500千円

(11) 株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月4日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役設置会社へ移行しました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 19,400,000株

(2) 発行済株式の総数 5,050,500株

(3) 株主数 12名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Aホールディングス	2,240 千株	44.35 %
KDDI株式会社	1,616	32.01
栗井 英朗	578	11.45
公益財団法人栗井英朗環境財団	410	8.12
寺井 正昭	60	1.19
銘水会	45	0.91
芙蓉建設株式会社	40	0.79
千葉・武藏野アライアンス1号 投資事業有限責任組合	20	0.40
かながわ成長企業支援投資事業 組合	10	0.20
株式会社九州リースサービス	10	0.20
静岡キャピタル7号投資事業有 限責任組合	10	0.20
三菱UFJキャピタル6号投資事業 有限責任組合	10	0.20

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
- ・新株予約権の数
2,655個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 265,500株（新株予約権 1 個につき 100 株）
 - ・取締役の保有する新株予約権の区別別合計

	回次(1株当たり行使価額)	行使期間	個数(個)	保有者数(名)
取締役(監査役及び社外取締役を除く。)	第1回 (600円)	2013年12月31日～2021年12月30日	100	1
	第2回 (600円)	2015年9月28日～2020年9月27日	200	2
	第4回 (1,200円)	2018年1月21日～2025年12月20日	100	2
	第5回 (1,200円)	2018年3月10日～2026年2月9日	150	1

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗井 英朗	公益財団法人栗井英朗環境財団 評議員議長 株式会社Aホールディングス 代表取締役 富士吉田ミネラルウォーター保全協会 会長 一般社団法人富士山の天然水の聖地富士吉田市公民連携協議会 代表理事 株式会社Productive Life 取締役
取締役	辻 彰宏	管理本部長 朝霧ビバレッジ株式会社 取締役
取締役	小鹿 大輔	業務本部長
取締役	川口 恭穂	第一営業本部長 朝霧ビバレッジ株式会社 代表取締役
取締役	栗井 大二朗	第二営業本部長 富士山銘水（香港）有限公司 董事長
取締役	杉崎 訓弘	生産本部長
取締役	熊谷 健	KDDI株式会社コンシューマビジネス開発部 部長
監査役	勝俣 均	朝霧ビバレッジ株式会社 監査役

- (注) 1. 2020年3月4日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社へ移行しました。（以下、当該移行を「本件移行」といいます。）本件移行に伴い、取締役（監査等委員）の中村 克己、勝俣 均及び三村 勝也の任期が満了し、勝俣 均は監査役に就任しております。
 2. 取締役熊谷 健は、社外取締役であります。
 3. 監査役勝俣 均は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の額

区分	支給人員(名)	報酬等の額(千円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7 (一)	76,852 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	9,000 (9,000)
合計 (うち社外役員)	10 (3)	85,852 (9,000)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

2. 2018年7月11日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬を年300,000千円以内(使用人兼務役員の使用人給与分は除く。)、監査等委員である取締役の報酬を年30,000千円以内とする旨を決議しております。

3. 勝俣 均は、2020年3月4日開催の臨時株主総会の時をもって取締役(監査等委員)を退任後、監査役に就任しておりますが、監査役としての当事業年度の報酬はありません。

4. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役1名であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年3月4日開催の臨時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)3名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容
取締役	熊谷 健	KDDI株式会社	コンシューマビジネス開発部 部長

(注)取締役熊谷 健が兼職しているKDDI株式会社と当社との間には、業務・資本提携があります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	熊谷 健	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主にコンシューマービジネスについて深い知識と経験から、適宜発言を行っております。

5. 会社の体制及び方針

剩余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な政策と位置付けて、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。

また、利益配分につきましては、株主に対する利益還元、安定的な成長を持続させるための積極的な投資及び財務体質の安定化に向けた内部留保との適正なバランスの確保にも留意して実施することを目指しております。

当社は、「会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

以上の方針に基づき、諸状況、業績及び配当性向を総合的に考慮して、利益配当額を決定しております。

内部留保につきましては、変化する経営環境の中で競争力を強化し将来の業績向上を通して株主への積極的な利益還元を図るため、今後の事業展開に備えた財務体質強化に充当いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,006,089	流動負債	5,066,946
現金及び預金	765,627	買掛金	139,448
売掛金	3,268,795	短期借入金	843,600
商品及び製品	20,437	1年内償還予定の社債	52,000
原材料及び貯蔵品	94,093	1年内返済予定の長期借入金	977,828
前渡金	78,676	リース債務	1,049,065
前払費用	741,300	未払金	1,332,756
その他の	81,640	未払費用	88,712
貸倒引当金	△44,480	未払法人税等	362,593
固定資産	6,719,203	前受金	6,388
有形固定資産	5,393,443	預り金	8,148
建物	1,036,512	割賦未払金	85,606
構築物	143,578	ポイント引当金	95,925
機械及び装置	1,086,665	その他の	24,872
工具、器具及び備品	194,776	固定負債	4,698,105
土地	412,068	社債	40,000
リース資産	104,405	長期借入金	1,442,506
建設仮勘定	521,548	リース債務	1,686,705
ウォーターサーバー	1,893,423	資産除去債務	99,823
その他の	465	長期割賦未払金	137,968
無形固定資産	222,471	長期前受収益	1,284,929
ソフトウェア	33,058	ウォーターサーバー保証金	6,171
その他の	189,413	負債合計	9,765,051
投資その他の資産	1,103,288	(純資産の部)	
投資有価証券	1,450	株主資本	1,961,313
関係会社株式	0	資本金	100,000
出資	2,052	資本剰余金	793,242
関係会社出資金	27,080	資本準備金	509,347
長期貸付金	13,000	その他資本剰余金	283,894
長期前払費用	457,972	利益剰余金	1,068,071
繰延税金資産	471,358	利益準備金	23,905
その他の	139,705	その他利益剰余金	1,044,166
貸倒引当金	△9,330	繰越利益剰余金	1,044,166
繰延資産	1,072	純資産合計	1,961,313
社債発行費	1,072	負債・純資産合計	11,726,365
資産合計	11,726,365		

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,397,550
売 上 原 価	4,714,682
売 上 総 利 益	11,682,868
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,898,017
営 業 利 益	1,784,851
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,697
受 取 配 当 金	20
為 替 差 益	12,747
受 取 補 償 金	21,046
助 成 金 収 入	5,670
貸 倒 引 当 金 戻 入 類	3,866
そ の 他	6,256
	52,305
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	224,176
社 債 発 行 費 債 却	2,883
リ 一 ス 解 約 損	11,728
そ の 他	19,480
	258,268
經 常 利 益	1,578,888
税 引 前 当 期 純 利 益	1,578,888
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	457,909
法 人 税 等 調 整 額	81,395
当 期 純 利 益	539,304
	1,039,583

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	487,042	122,305	283,894	406,199	23,905	228,824	252,730
当期変動額							
資本金から資本準備金への振替	△387,042	387,042		387,042			－
剰余金の配当						△224,242	△224,242
当期純利益						1,039,583	1,039,583
当期変動額合計	△387,042	387,042	－	387,042	－	815,341	815,341
当期末残高	100,000	509,347	283,894	793,242	23,905	1,044,166	1,068,071

(単位：千円)

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	1,145,972	1,145,972
当期変動額		
資本金から資本準備金への振替	－	－
剰余金の配当	△224,242	△224,242
当期純利益	1,039,583	1,039,583
当期変動額合計	815,341	815,341
当期末残高	1,961,313	1,961,313

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (1) 商品・製品・原材料
先入先出法
- (2) 貯蔵品
総平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)、工具、器具及び備品に含まれる金型、ウォーターサーバー、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～38年
機械装置及び運搬具	4～10年
ウォーターサーバー	5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客の購入実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) ウォーターサーバー保証引当金

ウォーターサーバー販売後に発生する保証費用に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…社債・借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクまたは金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性の判定

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,050,500株

2. 当事業年度の末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	224,242	44.40	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 265,500株

監査役の監査報告書 謄本

監査報告書

私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年6月5日

富士山の銘水株式会社

監査役 勝俣 均



以上